

## 目次

M-CV-2nd-★控訴状.....	2
--------------------	---

# 控訴状兼控訴理由書

令和2年6月29日

東京高等裁判所 御中

## 控訴人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
氏名 今井豊（昭和36年3月9日生） 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

## 被控訴人（被告）

住所（送達場所） 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号  
國 同代表者 法務大臣 森まさこ

慰謝料請求控訴事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 1,500円

上記当事者間の、前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件について、令和2年6月17日に言い渡された下記判決は、全部不服であるから控訴する。

## 第1 原判決の表示

主文

- 原告の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

## 第2 控訴の趣旨

- 原判決を取り消す。
- 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。
- 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

## 第3 控訴の理由

### 1 虚偽表示（公序良俗違反）無効

原判決は、「以上によれば、国家賠償法1条1項に基づく原告の請求は理由がなく、その余の請求（根拠法令については、別紙訴状Mの第2の部分参照）についても理由がないことは明らかである。よって、原告の請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。」と判示しています。

しかしながら原判決には心証だけで理由が無く、形式不備であり、判決とは呼べません。つまり後述の通り、①私が訴えた、当り前のことを合理的根拠無しに否定しており、②甚だしい論理則違反による、自由心証主義への違反であり、事実認定と訴訟手続上の重大な瑕疵であり、憲法遵守義務（憲法13、99条）違反であり、職権濫用による実質的な司法拒絶

であり、裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害であり、公序良俗(民法90条)違反です。

同時にこれは、犯人隠避罪、脅迫罪、公務員職権濫用罪です。

2 以上のとおり、原判決は誤った認定に基づくものであるから、取り消されるべきです。

#### 第4 控訴の理由の説明 以下の通り、総じて著しい訴訟ルール違反です

何よりも、当り前のことを認めようとしないことが公序良俗違反だということです。

##### 理由が一切無いこと(実質的無視ないし実質的判定洩れ)

理由が全く有りませんから、私の訴え(令和2年2月12日付の原告の準備書面(1)の第9 不法行為の8基礎事実)の、どこをどのように否定したのか? が判りません。

理由も無く判断できるはずが無いので論理則違反であり、自由心証主義への違反です。

また、検察庁の対応は後述の通り、生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法13条)や平等権(憲法14条)の侵害であり、憲法遵守義務違反です。

したがって、それを看過した判決も同様に、憲法遵守義務違反であり、実質的に裁判を受ける権利の侵害であり、憲法解釈の誤りや、その他憲法の違反(民訴法312条1項)です。

#### 第5 原判決の瑕疵の摘示

★後述の「検察庁の不当性」を否定した理由を一切示していません(包括的摘示)

つまり、判定洩れないし理由不備であり、1と2と6の★印の項目です。

##### ●反論 反射的利益だから原告適格が無い旨(判決書3頁)

★私の訴えを否定した理由無し(判定洩れないし理由不備)。

反射的利益と言えるのは正当業務行為の場合であり、検察庁の対応は後述の通り、いずれも不当な告訴の妨害であり、正当業務行為どころではなく、適正な手続を受ける権利(憲法13条)ないし刑事裁判を受ける権利の行使の妨害であり、差別ですから、職務上の故意または過失であり、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(国家公務員法82条)および信用失墜行為(国家公務員法99条)に当り、犯人隠避罪、脅迫罪、公務員職権濫用罪です。

##### ●反論 虚偽を用いて差別、抗議を無視、告知要請を無視、告訴を妨害、不当

な発言、のいずれにも当らない旨(判決書4頁)

★私の訴えを否定した理由無し(判定洩れないし理由不備)

私の訴えの要旨は、令和2年2月12日付の準備書面(1)の通りであり、その第9 不法行為の8基礎事実は、いずれも態様として充分に妨害的ですし、差別であることは同様事例を開示させれば判りますし、虚偽は無条件に不当です。

##### ●反論 原告独自の見解である旨(判決書4頁)

**★そう言える理由無し**

因縁ないし名誉毀損

模倣による威力

## ●反論 包囲網の存在の証拠は無い旨(判決書4頁)

### ★各事象の蓋然性と相互関連性の判定洩れ(理由不備)

恣意性一覧表の全事件を総合すれば、蓋然性として、実在を認めざるを得ないはずです。付言すれば、このような狂気の隠蔽判決こそが、包囲網の何よりの証拠です。

### 検察庁の不当性(再掲)

何よりも、当り前のことを認めようとしないことが公序良俗違反だということです。

令和2年2月12日付の準備書面(1)から更に焦点を絞り込めば、以下の三つです。

#### 1 タカハシとサトウが「未だ事件性を判断する段階ではない」旨の虚偽を用いて差別したこと(発言5, 13, 18, 事実経過④, ⑧, ⑫)

### ★「未だ事件性を判断する段階ではない」旨は、虚偽であり差別です

「告訴状が完成するまでは事件性を判断しない」という前橋地検の論理によれば、告訴状が完成しないと、誰も捜査して貰えなくなりますが、それでは緊急性に対応できませんから、捜査機関として用が足りないことは誰でも判ります。

被害届だけで捜査に着手した実績が有ることも公知ですし、補充捜査専門の中途半端な捜査機関ではないはずですから、これは明らかに判断回避の為の口実です。

したがって、この論理は明らかに虚偽であり、私への差別的取扱であることも自明です。

### ★虚偽である以上は、予見可能性に基く結果回避義務違反です

前項の論理が虚偽である以上は、提出した各告訴状の内容と職責に因る、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反です。

恣意性一覧表に記載の通り、各事件は其々、極めて高度の蓋然性が有ります。

#### 2 抗議を無視した、漠然とした同一文面での、延べ七回の差戻し(発言11, 12, 16, 事実経過⑤～⑨, ⑪～⑯, 甲2～甲7, 甲10～甲13, 甲15～甲17)

### ★過度漠然性ゆえに無効な指摘文面であり差別です

「犯罪事実が特定されていません」との表現だけでは、「どこがどのように不備なのか」が全く判りませんし、私の場合は、最大12告訴状で延べ55罪に及ぶ為、不備箇所を探す手掛りが無ければ、現実問題として、修正に着手できませんから、結果的に告訴の妨害です。また、こうした当り前のことを、抗議しても改めなかつたことは狂氣です。

言い換えると、本当に不備が有るのか? 虚偽ではないのか? と訊ねているのに答えないことは、著しく論理則違反であり、信義則違反です。

なお、提出後差戻しまでに、平均1か月前後の審査期間を要しますから、足し上げると、その間に当該事件の時効が進行し、その後の選択肢が減るなどの機会損失も膨らみます。

## 6 虚偽の理由により、自らの告訴と内部牽制を妨害したこと(発言 24, 25, 26, 事実経過⑭)

### ★ 「告訴の窓口は、我々以外には無い」は、虚偽であり差別です

第一に、捜査機関に内部牽制の体制(非常ルート)が無いことなど有り得ません。

第二に、彼らの告訴状を本人達に渡しても、きちんと他部署に引き継ぐこと(適法性)が期待できません。

以上を総合すれば、検察庁の対応は、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、いずれも不当な告訴の妨害であり、適正な手続を受ける権利ないし刑事裁判を受ける権利の行使の妨害であり、差別ですから、職務上の故意または過失であり、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(国家公務員法 82 条)および信用失墜行為(国家公務員法 99 条)に当り、犯人隠避罪、脅迫罪、公務員職権濫用罪です。

### (前提) 動機は包囲網としての一連の組織力の誇示です

本件を含め、恣意性一覧表に記載の全事件が、包囲網としての一連行為です。

包囲網として、当たり前のこと認めず、公序良俗を歪めて威力を示しております。

包囲網とは、世界中に拡がった、私へ社会的忖度の輪の通称であり、概要は被害届 2018、関連事件は恣意性一覧表、に記述の通りです。

包囲網は私を常時監視しており、パスワードから全て筒抜けです。

恣意性一覧表の各事件は其々包囲網の実在を示唆しており、更には、それらの稀有な事件が私に集中する原因や各事件の相互関連性を総合すれば、いずれも包囲網としての組織力の誇示ないし公序良俗の偽装であることは明らかです。

### (前提) 包囲網は常に、当たり前の予見可能性を無視します

つまり、当たり前の予見可能性に基く結果回避義務違反であり、同時に手続妨害、つまり、適正な手続を受ける権利の侵害による憲法遵守義務(憲法 99 条)違反です。

当たり前のこと(予見可能性)とは、①法令、②論理則、③経験則、④蓋然性、などであり、これらを認めなければ、当たり前に、公序良俗違反、つまり、広義の違法です。

例えば、警察が訴えた犯罪被害を合理的根拠無く否定することは、②論理則違反であり、それなのに処理済と言い張るのも②論理則違反であり、同時に、①警察法や犯罪捜査規範などの法令違反です。

## 第 6 貴所による破棄自判を希望します

## 第 7 附属書類 控訴状副本 1 通

以上